

滋賀県立大学環境科学部圃場実験施設利用要項

滋賀県立大学環境科学部圃場実験施設（以下「圃場」という。）を教育、研究の目的で利用する場合は、本利用要項に基づき、利用許可を受けること。

（利用申請）

第1条

- 1 研究もしくは教育（実験を含む）を目的として、圃場の新規及び継続利用を希望する者は、原則として前年度の3月20日までに、圃場実験施設利用申請書（様式1）を圃場に提出すること。
- 2 利用目的が教育（実験を含まない）に該当する場合、様式1に代わって、圃場実験施設特別利用申請書（様式2）を使用し、施設を利用する日の10日前までに圃場に提出すること。
- 3 学部学生・大学院生が利用する場合は、指導教員等が利用申請を行うこと。
- 4 学生実習等は、圃場が指定する期日までに利用申請を行うこと。
- 5 データの利用を希望する者は、申請前に圃場と打合せをすること。

（利用許可）

第2条

- 1 利用申請書により、圃場実験施設運営委員会もしくは利用者懇談会に内容等が適当と認められた場合、利用条件を付して申請者に対し利用を許可する。この時、圃場実験施設長より利用許可証を交付するものとする。
- 2 前項の規定により利用許可を受けた者は、利用期間等を変更し、又は利用を中止しようとするとき、速やかに圃場へ申し出なければならない。
- 3 次のいずれかに該当する場合は、利用が制限又は許可されないことがある。
 - （1）利用内容や人数などが圃場の教育研究に支障があると判断される場合。
 - （2）教育、研究のいずれにも該当しないと判断される場合。
 - （3）研究利用において利用施設等がすでに他の研究によって利用されている場合。
 - （4）その他、圃場実験施設運営委員会が適当と認めない場合。ただし、その際には、利用者側が十分に説明する機会を設けるとする。

（教育利用）

第3条

- 1 教育利用では現地での責任者を明確にし、期間中の日程に関して圃場と十分打ち合わせを行うこと。
- 2 圃場の取材内容を公表する場合は、事前に圃場の了解を得なければならない。

(研究利用)

第4条

- 1 研究対象施設および動植物体の管理は、利用者の責任において行うこと。
- 2 研究期間が1年以上にわたる場合は、圃場が指定する期日までに圃場利用申請書(様式1)を提出し、年度ごとに利用更新の手続きを行うこと。期日までに利用更新の申請がない場合は、研究利用が終了したものとす。

(利用の制限)

第5条

圃場実験施設長は次のいずれかに該当する場合は、利用許可の取消又は利用を中止させることができる。

- 1 利用者が圃場の教育研究に支障を及ぼしていると判断される場合。
- 2 利用の目的、利用許可条件等から逸脱していると判断される場合。

(原状回復)

第6条

1 利用者は次のいずれかに該当する場合は、職員の指示に従い直ちに利用施設等を原状回復しなければならない。但し、圃場実験施設長がその必要がないと認めたときはこの限りでない。

- (1) 利用許可が取り消された場合。
- (2) 研究期間が終了した場合。
- (3) 研究内容の変更等により、元の施設等を使用しなくなった場合。

(利用上の注意)

第7条

- 1 研究用資材等を設置する場合は、事前に圃場の許可を得て職員の指示に従うこと。

附 則

この要項は、令和 5年 11月 29日より施行する。